

文京区一般任期付職員 (福祉【児童相談所長】) 募集案内

令和 5 年 9 月 2 9 日
文 京 区

- | | |
|----------|---|
| ● 申込受付期間 | 令和 5 年 1 0 月 2 日 (月) ~ 令和 5 年 1 0 月 3 1 日 (火) |
| ● 申込受付方法 | 郵送及び持参 (郵送は期間内必着) |

今回の選考における任期付職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (平成 14 年法律第 48 号) 第 3 条第 2 項の規定に基づき、専門的な知識経験が必要とされる業務に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

勤務条件 (勤務時間、休暇、服務等) については、任期が定められていること以外は、原則として任期の定めのない常勤職員と同様です。ただし、一部に例外があります。

1 職種、職務内容及び採用予定数等

| 募集する職 | 職務の級 | 採用 予定数 | 主な職務内容 |
|-----------------|------|-----------|---|
| 福祉 (児童相談 所長) | 部長級 | 1 人 | <p>【開設前】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 児童相談所の業務運営体制等の整備。・ 児童相談所開設を円滑に進めるため、組織体制の整備を行う。・ 児童相談所開設に向けて児童相談所及び一時保護所の施設整備を行う。・ 児童相談所の職務遂行に必要な技術の教育・指導・助言。 <p>【開設後】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 児童相談所の統轄、運営助言等。・ 児童相談所長として、児童福祉法及び児童虐待防止法に定められている権限の行使。また、法令に基づき委任された権限の行使等。・ 児童相談所の職務遂行に必要な技術の教育・指導・助言。・ 児童相談所を代表しての対外活動等。 |

2 受験資格

| 職名 | 受験資格 |
|------------|--|
| 福祉（児童相談所長） | <p>【部長級】</p> <p>年齢を問わず、以下の①から⑤までの条件を全て満たしている者</p> <p>① 日本国籍を有する者</p> <p>② 地方公務員法等において選考を受験できないとされる者に該当しない者</p> <p>③ 児童福祉法第12条の3第2項各号に規定する、次の児童相談所長の資格要件のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者 ・ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ・ 社会福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 公認心理師 ・ 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」という。）として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者 ・ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、内閣府令で定めるもの <p>④ 児童相談所長としての勤務経験を有する者</p> <p>⑤ 現に文京区の常勤職員でない者</p> |

3 任期

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

4 主な勤務場所

文京区役所及び（仮称）文京区児童相談所（令和7年4月1日開設予定）

5 選考内容

（1）第一次選考

| | | |
|------|--|-------------------------------------|
| 選考方法 | 書類選考 | 申込時にご提出いただく申込書及び職務経歴書により、書類選考を行います。 |
| 合格発表 | 令和5年11月上旬以降（予定） ※合否にかかわらず、申込者全員に結果通知を郵送します。 | |

（2）第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

| | |
|------|-----------------|
| 選考方法 | 面接 |
| 実施日 | 令和5年11月中旬以降（予定） |
| 場 所 | 文京区役所（予定） |
| 合格発表 | 令和5年11月下旬以降（予定） |

◆詳細は、第一次選考合格発表に併せて通知します。

(3) 採用候補者発表

第一次選考及び第二次選考の結果を総合的に判断し、採用候補者を決定します。

| | |
|---------|---|
| 採用候補者発表 | 令和5年12月中旬(予定) (合否にかかわらず、第二次選考合格者全員に通知します。) |
|---------|---|

◆最終合格者の決定は、特別区人事委員会による承認を経てからとなります。

6 申込手続

| | 郵送 | 持参 |
|------|--|---|
| 申込方法 | 封筒表面に「一般任期付採用選考申込書在中」と赤字で明記し、 <u>簡易書留により郵送してください。</u> 簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。 | 下記申込先の窓口にて、申し込んでください。 |
| 申込期間 | 令和5年10月2日(月)から 令和5年10月31日(火)まで | 令和5年10月2日(月)から 令和5年10月31日(火)まで |
| | 期間内到着分のみ受付【必着】 | 午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) |
| 申込先 | 文京区総務部職員課人事係(文京シビックセンター17階) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21 | |
| 応募書類 | ① 採用選考申込書 ② 職務経歴書 | |

7 勤務条件等

(1) 給与 給与は、文京区職員の給与に関する条例及び文京区の一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき支給します。

【例示】50歳(部長級)の場合 給料月額約49万円(年収約1,200万円)

- ・ 年収には、地域手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。
- ・ その他条例の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。
- ・ 昇給は、原則として、年1回行われます。

(2) 勤務日(※3) 原則として月曜日から金曜日まで

(3) 勤務時間(※3) 原則として午前8時30分から午後5時15分まで(1日7時間45分、週38時間45分)

(※3)児童相談所開設後は、設置に当たって別途定める勤務条件となります。

(4) 休暇等 年間20日(4月採用の場合は15日)の年次有給休暇のほか、夏季休暇、慶弔休暇等が設けられています。

